

(趣旨)

第1 この要綱は、市内における空き家の有効活用を通して、市内への定住を促進し地域の活性化を図るため、大町市空き家情報登録制度「空き家バンク」（以下「空き家バンク」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない（居住しない予定のものを含む。）市内に存在する建物及びその敷地をいう。ただし、賃貸、分譲等を目的とするものを除く。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買、賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家の売買、賃貸を希望する所有者等から申込みを受けた情報を、市内への定住等を目的として空き家の利用を希望する者に対し提供する制度をいう。

(適用上の注意)

第3 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4 空き家バンクに空き家を登録しようとする所有者等（以下「登録申込者」という。）は、空き家情報登録制度「空き家バンク」登録申込書（様式第1号）及び空き家バンク登録カード（様式第2号。以下「登録カード」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適当であると認めるときは、空き家バンク登録台帳に登録するとともに、空き家バンク登録完了書（様式第3号）を登録申込者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクによることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができるものとする。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5 第4第2項の規定による空き家バンク登録完了書の通知を受けた登録申込者（以下「登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク登録変更届出書（様式第4号）に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、市長に届け出なければならない。

(空き家バンクの登録の取消し)

第6 市長は、空き家台帳に登録された空き家（以下「登録物件」という。）に係る所有権その他の権利に異動があったとき、登録日から2年を経過したとき又は空き家バンク取消し届出書（様式第5号）の提出があったときは、当該登録物件の登録を抹消するとともに、空き家バンク取消し通知書（様式第6号）を登録者に通知するものとする。

(情報提供及び利用登録)

第7 市長は、登録物件について、情報の一部を公開することができるものとする。

- 2 登録物件について、詳細な情報又は交渉の申込みを希望する者（以下「利用申込者」という。）は、空き家バンク利用登録申込書（様式第7号）により市長に申し込まなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、その内容を確認の上、第8に規定する要件を満たし、適当であると認めるときは空き家バンク利用登録台帳（以下「利用台帳」という。）に登録するとともに、空き家バンク利用登録完了書（様式第8号）により利用申込者に通知するものとする。
- 4 市長は、空き家バンク利用登録完了書の通知を受けた利用申込者（以下「利用者」という。）が希望する登録物件に関する情報を必要な範囲で提供するものとする。

(利用登録の要件)

第8 利用申込者は、次のいずれかの要件を満たしていなければならない。

- (1) 空き家に定住し、又は定期的、継続的に滞在して、大町市の自然環境や生活文化等に深い理解と関心を持ち、地域住民と協調して生活することができる者
- (2) 空き家に定住し、又は定期的、継続的に滞在して、経済、文化、教育、福祉活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与することができる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認めた者
(利用登録に関する登録事項の変更の届出)

第9 利用者は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク利用登録変更届出書（様式第9号）を市長に届け出なければならない。

（利用者の登録の取消し）

第10 市長は、利用者が次のいずれかに該当するときは、当該利用台帳の登録を抹消するとともに、空き家バンク利用登録取消し通知書（様式第10号）を利用者に通知するものとする。

- (1) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (2) 申込内容に虚偽があったとき。
- (3) 利用登録の取消しの届出があったとき。
- (4) 利用登録日から2年を経過したとき。
- (5) その他市長が適当でないとき。

（交渉の申込み及び通知）

第11 交渉を申し込みたい登録物件がある利用者は、空き家バンク交渉申込書（様式第11号）及び誓約書（様式第12号）に希望する登録物件の登録番号その他必要な事項を記入し、市長に申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、当該登録物件の登録者へその旨を通知するものとする。この場合において、当該登録者の代理又は媒介を行う者があるときは、その者に対しても同様とする。

3 前項の通知を受けた登録者又は登録者の代理若しくは媒介を行なう者は、遅滞なく当該利用者へ回答し、市長にその回答内容を報告するものとする。

（登録者と利用者の交渉等）

第12 市長は、登録者と利用者との空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

（個人情報の取扱い）

第13 登録者及び利用者は、空き家バンクにおける個人情報の取扱いについて、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。
- (2) 個人情報をき損及び滅失することのないよう適正に管理すること。
- (3) 個人情報は、業務終了後速やかに廃棄又は消去、その他適正な措置を講じなければならないこと。

（委任）

第14 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1号

（第4関係）

様式第2号

（第4関係）

様式第3号

（第4関係）

様式第4号

（第5関係）

様式第 5 号
(第 6 関係)
様式第 6 号
(第 6 関係)
様式第 7 号
(第 7 関係)
様式第 8 号
(第 7 関係)
様式第 9 号
(第 9 関係)
様式第 10 号
(第 10 関係)
様式第 11 号
(第 11 関係)
様式第 12 号
(第 11 関係)